**平成２８年（フ）第１３４号**
福島県須賀川市六軒131番地　市営68号、前住所福島県須賀川市中宿79番地２
債務者　石井　光一
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第８２６号**
神戸市灘区森後町２丁目３番22号　丸五ビル512
債務者　髙橋　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８３４号**
神戸市灘区篠原北町４丁目18番10号
債務者　竹内　良一
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８４５号**
神戸市垂水区東垂水１丁目８番７号　フランカルム104号、従前の住所神戸市長田区明泉寺町２丁目１番17―102号
債務者　谷口　貴弥
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２２号**
長崎県西彼杵郡時津町左底郷1101番地７　ロイヤルコートＢ棟102
債務者　松崎　秀太
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０４号**
鹿児島県曽於市末吉町深川1261番地５
債務者　天野　忠信
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２８年（フ）第１２３号**
山口県下関市長府侍町２丁目４番32―203号ネオ・フリーダム、住民票上の住所山口県下関市長府古城町６番２号
債務者　藤村　敏行
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２８年（フ）第４００号**
熊本市西区花園２丁目４番13号　アミイ花園201
債務者　友野芙蓉子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第８１号**
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川100番地
債務者　山本ゆか子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２８年（フ）第４８号**
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡町120番地２
債務者　駿河　健一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２８年（フ）第１６４号**
神奈川県横須賀市野比３丁目17番２号
債務者　今泉　　威
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１７９号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1123番地
債務者　長島　美好
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１８３号**
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番４―102号
債務者　後藤　弘子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第５４号**
青森県北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊64番地
債務者　吉田　昭治
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
青森県弘前市大字青山２丁目25番地１　県営住宅Ａ－３－５号
債務者　齋藤　卓也
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第５９７号**
神奈川県伊勢原市三ノ宮1063番地の10　グランドハイツ107号
債務者　小甲　龍司
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第６１２号**
神奈川県小田原市曽比1701番地
債務者　山口とみ子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部